

官 総 10 - 11

令和 6 年 1 月 12 日

全国間税会総連合会

会長 片岡 直公 殿

国 税 庁 総 務 課 長

原 田 一 寿

(官印省略)

「令和 6 年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の期限の延長について (周知依頼)

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁におきましては、今般の令和 6 年能登半島地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条に基づき、石川県及び富山県における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととし、令和 6 年 1 月 12 日 (金) の官報に掲載し公示いたしました。

つきましては、貴会におかれまして、会員の皆様に対して、別紙の内容に関する広報・周知等をお願い申し上げます。

なお、今回の地震により被害を受けられた方の税制上の措置 (手続) 等の詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載しております。

今後も新しい情報が掲載される予定ですので、随時御確認ください。

【参考】

国税庁ホームページ「令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

令和6年1月12日  
国 税 庁

石川県及び富山県における国税に関する申告・納付等の期限の延長措置等について

1. 令和6年能登半島地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第11条に基づき、石川県及び富山県（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととし、令和6年1月12日（金）の官報に掲載し公示いたしました。  
これにより、指定地域に納税地がある納税者につきましては、令和6年能登半島地震が発生した令和6年1月1日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。  
なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。
2. 指定地域以外の地域に納税地がある納税者につきましても、この度の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。
3. 指定地域に納税地がある法人・個人の皆様への送付物の取扱いにつきましては、以下のとおり送付を見合わせるなどの対応を行っています。

（法人の皆様）

指定地域に納税地がある法人の皆様への申告のお知らせ等（申告のお知らせ及び予定（中間）申告書）につきましては、当分の間、発送を見合せさせていただきます。

なお、指定地域以外の地域に納税地があり、指定地域に連絡先の事務所所在地を有する法人の皆様への申告のお知らせ等につきましては、通常どおり発送いたします。

（個人の皆様）

指定地域に納税地がある個人の皆様への所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書用紙（消費税及び地方消費税の中間申告書を含みます。）や「確定申告のお知らせ」はがき等の発送を取りやめ又は見合せさせていただきます。